

老人福祉施設老朽改築整備の手引き

(広域型特別養護老人ホーム、養護老人ホーム)

令和5年度版

茨城県福祉部長寿福祉課

第1 老人福祉施設の老朽改築整備における基本的な考え方

施設の老朽化が著しく、入所者の処遇、安全性の確保等に問題があると認められるものについて、老朽度等に応じ計画的な整備に努めるものとする。

整備に当たっては、移行時積立金又は次期繰越収支差額等自己資金の活用を促進するとともに、財務状況や法人に対する監査結果等に大きな問題がなく、施設の運営が適正に行われているものを優先的に整備する。

なお、次の条件により要望を受け付け、補助対象予定施設として県審査会に諮るものとする。

し 又 年	<p>○ 広域型特別養護老人ホーム、養護老人ホーム 既存の施設を取り壊して、新たに施設を整備するもの（移転改築を含む）で、原則として、既存施設の床数内での整備とする。</p> <p>(1) ブロック造による施設の場合 施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては30年、その他のものについては、25年を経過したもの、又は残存率が70%以下のものであること。</p> <p>(2) 鉄筋コンクリート造による施設の場合 施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、50年を経過したもの、又は現存率が70%以下のものであること。</p>
-------------	---

第2 補助対象施設の種類の種類

1 広域型特別養護老人ホームの老朽改築

- ・ショートステイ用居室の併設整備が可能。（10床までが補助対象）
- ・ユニット型での整備を基本としつつ、入所者の私生活の平穩（プライバシー）に配慮できるような設計上の工夫を行う場合には、従来型の整備についても認めるものとする。
- ・また、従来型とユニット型が混合している施設の整備についても認めるものとし、この場合はいずれも、30床以上確保することとする。

<ユニット型特別養護老人ホーム>

個室（10.65㎡以上）及び共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位とし、原則としておおむね10人以下（15人を超えないものとする。）の家庭的な雰囲気の中で、入居者が個性とプライバシーを保てるような「生活の場」として整備された特別養護老人ホーム（以下「ユニット型」と表記する。）。

2 養護老人ホーム

養護老人ホームの創設については、当面の間整備を見送り、施設の老朽化が著しく入居者の処遇、安全性の確保等の問題があると認められるものについて、老朽改築を行うものとする。

第3 残存率の算定について

残存率の算定に当たっては、別紙残存率調査票により、一級建築士もしくは、これと同等の資格を有する者が、対象施設の構造計算書等の資料に基づく、調査対象施設を実地に調査すること。

第4 一般的事項

1 老人福祉施設（事業）の種類、目的及び対象者並びに設置、運営できる者

種 別	施 設 の 目 的 及 び 対 象 者	設 置 及 び 運 営 主 体
広域型特別養護老人ホーム	65歳以上の者で身体上又は、精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し住居、その他の介護サービスを提供する定員30人以上の施設。	地方公共団体 社会福祉法人 他
ショートステイ専用居室	65歳以上の者で居宅において一時的に介護を受けることが困難になった者が短期入所し、日常生活上必要なサービスを提供する施設。寝たきり高齢者で家庭において介護を受けることが困難な者を短期間保護し必要なサービスを提供する。	地方公共団体 社会福祉法人 他
養護老人ホーム	65歳以上の者で環境上及び経済上の理由により居宅において養護を受けることが困難な者に日常生活上必要なサービスを提供する。	地方公共団体 社会福祉法人 他

※ 本体工事費に対する補助金については予算の範囲内において補助するものとし、設置主体が社会福祉法人の場合のみが対象となる。（老人福祉施設整備費補助金）

第5 留意事項

1 敷地の確保について

- (1) 老人ホームの施設敷地は自己所有地とし、十分な用地（概ね5,000㎡以上）を確保すること
- (2) 駐車場など敷地の一部を借地とする場合には、地上権（又は賃借権）登記をすること。
- (3) 排水処理をはじめとした施設整備に関する所要の事項について周辺住民の同意が得られる見通しがあること。
- (4) 周辺環境が良好かつ周辺に集落等があるなど、地域社会との交流を図れる場所であること。
- (5) 土地利用制限に抵触しないこと。開発許可や農地転用、農振地域の除外等が必要なものについては、事前協議を行っていること。
- (6) 法的に問題のない取付け道路（進入路）が確保できること。（幅4m以上）
- (7) 第三者が所有、占有する建物あるいは工作物が存在しないこと。
- (8) 自然災害のおそれがある区域への整備は原則として認められないこと。
なお、災害レッドゾーン（災害危険区域（出水等）、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）であって、都市計画法の改正によって新規の建設（開発）が原則禁止されている区域への整備は認めない。また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害イエローゾーンについても同様であるが、その一部については、安全上及び避難上の対策を講じることにより認められる場合があること。
- (9) 施設整備に関して、施設周辺住民とのトラブルを避けるため、要望書提出時までに地元自治会長等への説明を行っておくこと、また、併せて、周辺住民との合意を得るための説明会等を適切な時期に実施し、その議事録を作成すること。

2 資金の調達について

- (1) 個人の寄付の場合、寄付者の所得状況、資産能力から確実に寄付がなされることを証明できる書類（残高証明、所得証明等）があること。また、借入を原資とする寄付は認められないこと。なお、審査の過程において預金通帳の提示を求められることがあること。
- (2) 会社からの寄付を予定する場合、直近2か年の決算において経常収支が欠損でないこと。決算報告書の内部留保からみて、寄付額に確実性が認められること。なお会社の寄付を予定する場合、取締役会議事録で寄付行為の決議を徴することになること。また、寄付金は贈与契約書等に記載した期間内に確実に入金すること。（入金を確認するために審査の過程で預金通帳の提示を求められることがある。）
- (3) 医療法人の寄付の場合は、必ず県の所管課と事前協議を行うとともに、社員総会・評議員会の承認を得ていること。
- (4) 寄付者が地方公共団体の議員の場合、公職選挙法により寄付が制限されており、原則として寄付行為ができないこと。
- (5) 既存法人の場合、移行時特別積立金及び次期繰越収支差額を積極的に活用すること。
- (6) 融資を受ける場合は、原則として独立行政法人福祉医療機構を利用すること。福祉医療機構との融資相談については、早期に着手し融資の見通しを立てておくこと。
また、資金の借入の償還計画にあっては無理のないものであるよう、綿密な収支予想によって償還計画を作成すること。（審査の過程において、融資相談の経過記録等の提出を求められることがある。）
- (7) 施設整備に係る事業費のうち、以下の費用は寄付又は法人の自己資金とすること。
 - ・ 運転資金（少なくとも施設の年間事業費の12分の2以上に相当する額）及び開設までに必要な事務経費等（年間事業費の約12分の2 特養 50,000,000円程度）
 - ・ 用地取得費
- (8) 法人の財務状況が悪化しており新たな投資が不適切であると認められる場合や重大な不祥事案件があると認められる場合には、設置要望を受け付けないことや審査手続きを中止することがあること。

3 借入金の償還について

- (1) 原則として事業活動収入から支出を差し引いた額で償還を行うこと(収支計算書を作成し、積算基礎を添付すること。)
- (2) 独立行政法人福祉医療機構からの融資の他に協調融資により市中銀行等金融機関からの借入れをする場合には、審査の過程において当該金融機関の融資見込証明書の提出を求めることになること(設置要望書提出時点においては不要。)
- (3) 借入金の償還計画は、社会福祉施設の安定存続のため、計画施設の単独利益返済を前提とし、原則として元本及び利子の合計が償還期間内の居住費(ホテルコスト)収入の合計の範囲内であること(ユニット型に限る。)

4 職員の確保について

施設開設時には入所定員に応じた職員を確保し適正な運営できるよう、施設整備と並行して準備を進めること。

5 工事契約等の手続きについて

工事契約等の手続きに当たっては、「社会福祉施設整備に係る契約マニュアル(補助事業用)」(福祉政策課策定)及び県補助金交付要項等に基づき適正に実施すること。

6 施設の目的外使用

県補助金で整備した施設については、目的外使用が厳しく制限されており、目的外使用する場合にあっては、財産処分の手続きや補助金の返還が必要となることがあるので留意すること。

第6 施設の整備手順、施設概要及び留意事項等

1 老人福祉施設建設の手順概要

(県補助金を利用せず自主財源で対応する場合にあっても、県の審査を受ける必要があるため、県補助対象施設と同様のスケジュールとなり、設置概要書の提出は、令和5年9月15日期限となること。)

例：令和6～7年度に施設を整備し、併せて社会福祉法人を設立する場合

年 月	施設整備関係
建設計画 構想段階	<ul style="list-style-type: none"> ○整備場所の確定 ・法規制の有無の確認(開発、農振、農転、森林、建築基準法等) ・取付け道路、給排水をどうするか (土地改良区等との事前協議等) ・建設資金計画を十分検討すること(金融機関(機構及び民間金融機関)への相談は構想段階から行うこと) ・市町村との調整(事業についての意見書、市町村の建設費補助の内諾等) ・平面図(基本構想)の確定
令和5年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ○広域型特別養護老人ホーム等老朽改築整備要望書(別紙要望書様式)を県へ提出 ・提出期限 9月15日
10～12月	県ヒアリング(理事長、理事、施設長等)及び現地調査(建設予定地)
令和6年 2月 3月	福祉施設等整備審査委員会 補助対象施設として決定後、老人福祉施設老朽改築整備計画書を県に提出
4月～5月	補助金内示(県→設置者) 建築確認申請等 福祉医療機構へ借入申込
6月～8月	工事入札準備、補助金交付申請、交付決定 工事入札、福祉医療機構の受理票受領、契約、着工
令和7年 3月	<ul style="list-style-type: none"> 工事竣工 県 竣工検査 ※補助金実績報告書を県に提出 ※7年度へ繰り越す場合は年度終了実績報告書を提出 ※老人福祉法上の施設設置変更届出、介護保険上の指定変更届出等を県に提出(開所1か月前までに県担当Gと届け出内容について事前に調整すること。) ※県現地確認
開所	→事業開始

(注) 施設整備に伴い、他法令に基づき必要となる手続き(農業振興地域適用除外、農地転用、開発許可、水利権者との協議等)についても、内示後速やかに工事に着工できるよう事前協議を

行うこと。

2 広域型特別養護老人ホーム、老人短期入所施設及び老人デイサービスセンターの概要

	広域型特別養護老人ホーム 老人短期入所施設（ショートステイ）	老人デイサービスセンター
目的 及び 対象	<ul style="list-style-type: none"> ・特養：65歳以上の者で身体上又は精神上著しい障害があり常時介護を要するが居宅で介護を受けることが困難な者に日常生活上必要なサービスを提供する。 ※原則要介護度3以上の方が対象 ・ショートステイ：65歳以上の者で居宅において一時的に介護を受けることが困難になった者が短期入所させ日常生活上必要なサービスを提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者で身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、機能回復訓練、介護方法の指導等の便宜を提供する。
自己 負担	<ul style="list-style-type: none"> ・施設介護サービス費の原則1割（2割・3割）相当額負担 ・食費 ・居住費 ・日常生活費 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護サービス費の原則1割（2割・3割）相当額負担 ・食費 ・日常生活費
施設 の収 入月 額	入居者1人あたりの要介護度、施設所在地に応じた介護報酬の総額	利用者の介護サービス計画に基づく居宅介護サービス費（利用者によって異なる。）
開設 認可	老人福祉法第15条第3項の規定による届出（市町村）又は同条第4項の規定による認可（社会福祉法人） ※ 介護保険法に基づく指定もあわせて必要	老人福祉法第15条第2項の規定による届出 ※ 介護保険法に基づく指定もあわせて必要
福祉 医療 機構 貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額：基準事業費から県補助等を控除した額の90%（特例利率）と担保評価額×70%のうち、少ない方の額 ・融資率：借入契約時に決定（注） 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準単価：定額

（注） 設置要望書の資金計画を立てる際には1.0%の融資率で計算すること。（福祉医療機構との融資相談の中で融資率（予定）が決まっていれば当該利率）

	養護老人ホーム
目的 及び 対象	65歳以上の者で環境上及び経済上の理由により居宅において養護を受けることが困難な者に日常生活上必要なサービスを提供する。
職員	定員50人の場合 施設長1、生活相談員2、支援員4、 看護職員1、栄養士1 事務員（適当数） 医師（必要数）、調理員（適当数）
自己 負担	・事務費 ・生活費
施設 の収 入額	入所者1人当たりの事務費基準額
開設 認可	老人福祉法第15条第3項の規定による届出（市町村）又は同条第4項の規定による認可（社会福祉法人）

福 社 医 療 機 構 貸 付	<ul style="list-style-type: none"> ・限度額：基準事業費から県補助等を控除した額の90%（特例利率）と担保評価額×70%のうち、少ない方の額 ・融資率：借入契約時に決定（注）
--------------------------	--

（注） 設置要望書の資金計画を立てる際には1.0%の融資率で計算すること。（福祉医療機構との融資相談の中で融資率（予定）が決まっていれば当該利率）

3 補助金制度の概要

(1) 施設本体（茨城県老人福祉施設整備費補助金）

・施設整備費に係る補助（実施主体：県）

（単位：円）

施設の種類	補助基礎単価/床
広域型特別養護老人ホーム	3,000,000
特養併設ショートステイ用居室	1,350,000
養護老人ホーム	3,000,000

※1 単価は定員1人当たり、ユニット型・従来型共通の単価である。

※2 実際事業費と補助基本額を比較していずれか少ない額が補助金の額となる。

※3 特養併設ショートステイ用居室の補助金は、定員10人分までとする。

※4 2か年で施設の整備を行う場合、県補助金は、1年目の年度末に出来高払いを行い、残りを2年目に精算払します。

なお、上記補助基礎単価に定員数を掛け合わせた補助基本額合計に百万円未満の端数が生じた場合には、その部分は切り捨てとなる。

～注意事項～

この補助基礎単価は令和5年度要望受付用の想定単価であり、県の予算状況による変更（減額等）も見込まれる。

(2) 開設準備経費（茨城県地域医療総合確保基金事業（介護施設等の整備に係る事業）補助金）

・開設準備経費に係る補助（実施主体：市町村）

（単位：円）

施設の種類	補助基礎単価/床
広域型特別養護老人ホーム及び併設するショートステイ用居室	839,000

～注意事項～

この補助基礎単価は令和5年度要望受付用の想定単価であり、県の予算状況による変更（減額等）も見込まれる。県予算の範囲内で採択されます。

4 独立行政法人福祉医療機構 融資単価表（令和5年度）

（単位：千円）

施設の種類		基準額（定員1人当たり）
特別養護老人ホーム	従来型	16,700
	ユニット型	22,000
ショートステイ用居室 （特養併設）	従来型	15,300
	ユニット型	17,800

施設の種類	基準額（1施設当たり）
老人デイサービス	171,300

施設の種類	基準額（1施設当たり）
養護老人ホーム	14,100

5 ユニット型特別養護老人ホームの概要

<p>基本方針</p>	<p>入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。</p> <p>居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うこと、すなわち、生活単位と介護単位とを一致させたケアであるユニットケアを行う。</p>											
	<p>多様な生活空間の確保など、居住環境を重視した構造とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人的空間から公共的空間まで多様な生活空間を重層的に確保すること。 ・ <u>個室の近くに共同生活室を設け、原則としておおむね10人以下（15人を超えないものとする。）を生活単位とするユニットケアを行うのに適した構造とすること。</u> <p><望ましい多様な生活空間の確保例></p> <table border="1" data-bbox="440 855 1212 1348"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">個人 スペース</td> <td style="text-align: center;">個人的空間 (個室)</td> <td>入居者個人の所有物を持ち込み、管理する空間</td> <td rowspan="4" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">} ユニット (生活単位)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準個人的空間</td> <td>個室の近くにあって、少数の入居者が食事や談話に利用する空間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">公共 スペース</td> <td style="text-align: center;">準公共的空間</td> <td>入居者が他の入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる空間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公共的空間</td> <td>地域住民にも開かれ、入居者と地域の交流が可能な空間（地域交流センター等）</td> </tr> </table>	個人 スペース	個人的空間 (個室)	入居者個人の所有物を持ち込み、管理する空間	} ユニット (生活単位)	準個人的空間	個室の近くにあって、少数の入居者が食事や談話に利用する空間	公共 スペース	準公共的空間	入居者が他の入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる空間	公共的空間	地域住民にも開かれ、入居者と地域の交流が可能な空間（地域交流センター等）
個人 スペース	個人的空間 (個室)		入居者個人の所有物を持ち込み、管理する空間	} ユニット (生活単位)								
	準個人的空間	個室の近くにあって、少数の入居者が食事や談話に利用する空間										
公共 スペース	準公共的空間	入居者が他の入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる空間										
	公共的空間	地域住民にも開かれ、入居者と地域の交流が可能な空間（地域交流センター等）										
<p>整備にあたっての留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニットケアの理念を十分確認し、理解したうえで計画すること。 ・ 従来の施設イメージから脱却し、居住空間として計画すること。 ・ 運営者、介護者と設計者間で議論を尽くして納得のいくものを計画する取り組み姿勢が重要であること。 ・ 先進施設を積極的に視察すること。 											

6 ユニット型特別養護老人ホーム整備に当たっての留意事項

広域型特別養護老人ホーム（ユニット型）	
配 置 構 造 設 備	<ul style="list-style-type: none"> 日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。 十分な敷地（概ね5,000㎡以上）を確保すること。 原則として平屋又は2階建てとすること。 耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2）とすること。ただし、入居者の日常生活に充てられる場所（居室、共同生活室及び浴室）を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には準耐火建築物（同条第9号の3）でも可。
消火設備等	<ul style="list-style-type: none"> 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 上記「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法第17条の規定に基づく消防用設備等（同法第17条の2第1項又は第17条の3第1項の規定が適用される特別養護老人ホームにあっては、それぞれの技術上の基準に基づく消防用設備等）及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備をいうものであること。
ユニット	<ul style="list-style-type: none"> 入居者の自律的な生活を保障する居室（使い慣れた家具等を持ち込むことのできる個室）と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室（居宅での居間に相当する部屋）によって一体的に構成される場所を単位とすること。 居室及び共同生活室のほか、洗面設備及び便所を含むものであること。 ユニットには、入居者が自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましい。 同一階に設けるユニットは偶数が望ましい。 夜勤時のユニット受け持ち体制について十分検討するとともに、それに応じた配置計画とすること。（上下階にまたがる2ユニットで夜勤体制を組むことは望ましくない） ユニットの入口は、玄関らしいしつらえとすること。 ショートステイは専用ユニットとすること。 ユニット内の通路状の部分は、手すりから測定して1.5m以上確保すること。
居室	<ul style="list-style-type: none"> 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、夫婦で居室を利用する場合など、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができるものであること。 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの<u>共同生活室に近接して一体的に設けること</u>。 この場合の「当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設け」られる居室とは、次の3つをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当該共同生活室に隣接している居室 ② 当該共同生活室に隣接してはいないが、①の居室と隣接している居室 ③ その他当該共同生活室に近接して一体的に設けられている居室（他の共同生活室の①及び②に該当する居室を除く。） 一のユニットの入居定員は、原則として原則としておおむね10人以下（15人を超えないものとする。）とすること。 地階に設けてはならないこと。 原則2階以下とすること。 一の居室の床面積は、10.65㎡以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）を標準とすること。ただし、夫婦で居室を利用する場合など、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合に2人部屋とするときは21.3㎡以上を標準とすること。 居室の面積に係る基準は、すべて内法での測定によるものであること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。 ・ 床面積の1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること ・ 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。 ・ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。 ・ 居室は、直線的に連続する分かりにくい配列は避けること。 ・ 居室の形状は、寝台の配置が変えられるように配慮すること。
共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。 ・ 地階に設けてはならないこと。 ・ 一の共同生活室の床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。 ・ 共同生活室の面積に係る基準は、すべて内法での測定によるものであること。 ・ 調理設備、テーブル、椅子等の必要な設備及び備品を備えること。 ・ 常夜灯を設けること。 ・ 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく、施設内の他の場所に移動することができるようになっていること。 ・ 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で、当該共同生活室内を車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること。 ・ 食堂以外のリビング的なスペースを意識すること。 ・ 記録のコーナーや保管場所を計画すること。 ・ 調理設備の広さや設備は十分なものであること。 ・ 2つのユニットの共用空間が一体的に使えるようなつくりは避けること。
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室ごとに設けたうえで、共同生活室に1箇所以上設けること。 ・ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ・ 石鹼液等を設置すること。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。 ・ 居室ごとに設けず共同生活室ごとに設ける場合には、3箇所以上に分散して設けること。また、居室ごとに設けた場合であっても、共用トイレは設置すること。 ・ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。 ・ 常夜灯を設けること。 ・ 機能を十分に発揮し得る適当な広さ又は数を確保するよう配慮すること。 ・ 職員用と入居者用を別にする事。 ・ 居室内のトイレの配置や便器の向きに配慮すること。 ・ 洗面設備には、石鹼液等を設置すること。
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。 ・ 浴室は、ユニットごともしくは隣接するユニットごとに設けること。 ・ 隣接するユニットごとに設ける場合においても、浴槽はユニット数と同数確保すること。 ・ ユニットごとの浴室（個別浴槽とすること。）のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を施設全体で適当数設けること。 ・ ユニットごとの浴室には、脱衣室を設け、暖房設備等を設置すること。 ・ 浴室への動線に配慮すること。

医務室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。 ・ 入居者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療用具を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。 ・ 入院施設を有しない診療所として医療法第7条第1項の規定に基づく保健所の診療所開設許可を得ること。 常勤医師の場合は問題ないが、嘱託医の場合は嘱託医が管理者となるため、開業診療所等との二重管理の問題（診療時間の重複等）が生じないようにすること。 ・ 看護職員室を設ける場合には、看護職員室に隣接させること。
調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調理職員専用の便所、洗面所、休憩室を設けること。 ・ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。 ・ 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。 ・ 栄養士専用事務室を設けること。
常夜灯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
手すり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廊下及び階段には手すりを設けること。
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廊下の幅は、1.8m以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7m以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合（アルコーブを設けることなどにより、入居者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合）には、1.5m以上（中廊下にあっては、1.8m以上）として差し支えない。 ・ 常夜灯を設けること。 ・ 両側に手すりを設けること。 ・ 廊下の幅は、内法によるものとし、手すりから測定すること。
階段 傾斜路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段の傾斜は緩やかにすること。 ・ 階段は両側に手すりを設けること。 ・ ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。 ・ 傾斜路は、入居者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難、救出に支障がないようその傾斜はゆるやかにし、表面は、粗面又はすべりにくい材料で仕上げること。
汚物処 理室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の設備と区分された一定のスペースを有するものであること。 ・ 換気及び衛生管理等に十分配慮すること。 ・ 汚物搬出動線について十分確認すること。 ・ 居室、共同生活室及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。 ・ ユニットごともしくは隣接するユニットごとに設置すること。この場合、脱衣・浴・洗濯室などと関連付けて設置すること。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、共同生活室及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。 ・ 居室に接するバルコニーは出火の際の避難場所として有効なものであるので2階以上の部分に設置することが望ましいこと。 ・ 入居者の避難又は搬送が容易に行えるよう避難路となるバルコニー等を含め床の段差溝、急な斜面をなくし十分幅員を設けることや手すりを設置することについて配慮すること。 ・ 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。 ・ セミパブリック、パブリックスペースの意味について確認したうえで、十分な計画とすること。 ・ 厨房から各ユニットまでの動線について十分に検討すること。
その他必要な設備	事務室その他の運営上必要な設備、宿直室、面談室、洗濯室又は洗濯場、介護材料室、給排水設備、汚物処理設備、消火設備、避難設備、避難空地、スプリンクラー設備、放送設備、非常通報設備、空調設備、暖冷房設備、教養娯楽設備等
看護職員室※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医務室に隣接させること。
介護職員室※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居室のある階ごとに居室に隣接して設けること。 ・ 必要な備品を備えること。

※はユニット型では必置ではないもの。

- (注) 1 特別養護老人ホームは、敷地の衛生及び安全等について定めた建築基準法第19条、第43条及び同法施行令第128条の規定に定める要件を満たすとともに、入居者の生活を健全に維持するために、ばい煙、騒音、振動、悪臭等による影響、交通、水利の便等を十分考慮して設置され、かつ、その設備が入居者の身体的、精神的特性に適合するとともに、食事、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入居者の身体的、精神的特性を考慮した適切なものであること。
- 2 「中廊下」とは、廊下の両側にユニット及び浴室等（基準上は、居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室をいう。）入居者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。
- 3 上記の設備は、特別養護老人ホームの専用設備として設け、他の用途に供してはならないこと。
ただし、他の種類の社会福祉施設と併設する場合は、事務室、応接室（又は相談室）、宿直室、医務室、調理室、洗濯室、物干場、倉庫、消火設備、看護職員室等は、それぞれの施設の運営に支障がない場合共有することができるものであること。
- 4 ショートステイ（短期入所生活介護）用居室を併設する場合には、特別養護老人ホームとショートステイは、ユニットを別とすること。なお、ショートステイ（居宅サービス）の利用者は、特別養護老人ホーム（施設サービス）の利用者とは明確に区分し、ショートステイ用として設置されたユニット（居室）に限って受入れることになるものであり、開所後のショートステイ用のユニットの位置変更は、原則として認められないので、その配置計画の検討に当たっては、慎重を期すること。

7 【県条例】ユニット型特別養護老人ホーム設備・運営の基準
 (「老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」第36条及び同条例施行規則第8条より抜粋)

広域型特別養護老人ホーム（ユニット型）	
（設備の基準）	
第36条	<p>ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない付属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次に掲げる要件をいずれも満たすユニット型特別養護老人ホームの2階建て又は平屋建て建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。</p> <p>(1) 当該ユニット型特別養護老人ホームが次に掲げる要件のいずれかに該当すること。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。</p> <p style="margin-left: 2em;">イ (略)</p> <p>(2) 当該ユニット型特別養護老人ホームの建物が、建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令（条例を含む）に適合しているものであること。</p>
2	(略)
3	<p>ユニット型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号（第1号を除く。）に掲げる設備の一部を設けないことができる。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>(2) 浴室</p> <p>(3) 医務室</p> <p>(4) 調理室</p> <p>(5) 洗濯室又は洗濯場</p> <p>(6) 汚物処理室</p> <p>(7) 介護材料室</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備</p>
4	前項各号に掲げる設備のうち、第1号から第4号までの設備の基準は、規則で定める。
5	<p>ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。</p> <p>(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。</p> <p>(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。</p>
6	前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、規則で定める。
（条例施行規則）	
（設備の基準）	
第8条	<p>条例第36条第4項に規程する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) ユニット</p> <p style="margin-left: 2em;">アからエまでに掲げる要件をいずれも満たすこと。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 居室 (ア) から (ケ) までに掲げる要件をいずれも満たすこと。</p> <p style="margin-left: 4em;">(ア) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。</p> <p style="margin-left: 4em;">(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下（15人を超えないものとする。）としなければならない。</p> <p style="margin-left: 4em;">(ウ) 地階に設けてはならないこと。</p> <p style="margin-left: 4em;">(エ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上を標準とすること。ただし、(ア)た</p>

- だし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上を標準とすること。
- (オ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - (カ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
 - (キ) 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
 - (ク) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - (ケ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室
- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (イ) 地階に設けてはならないこと。
 - (ウ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (エ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備
- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (イ) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- エ 便所
- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当と認められる数を設けること。
 - (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
 - (3) 医務室
 - ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
 - イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
 - (4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 2 条例第36条第6項に規程する設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）として差し支えない。
 - (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 廊下及び階段には手すりを設けること。
 - (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
 - (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、一以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

8 ユニット型特別養護老人ホーム備品等購入に当たっての留意事項

広域型特別養護老人ホーム（ユニット型）	
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝台は、介護を必要とする者が使用するに適したものとすること。 ・ 基準上設置することとされている「ブザー又はこれに代わる設備」とは原則としてナースコールであること。 ・ テレビのジャックを設置すること。また、電気コンセントや電話のジャック、バラнда等の配置について検討すること。 ・ 入居者が居室内に家具等を持ち込めるようにすること。また、作り付けの家具は避けること。（ショートステイは、この限りでない。） ・ 扉は原則として引き戸とし、窓を設置する場合には、素通しでないこと。また、利用者が鍵をかけることができるしつらえとすること。 ・ 扉は、軽量のものを使用し、自動的に閉まるものは避けるべきであること。 ・ カーテンは、原則として施設側で設置すること。
洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洗面台は、車椅子利用に配慮した高さにする。 ・ 周辺にもものを置くことができるしつらえとすること。 ・ 整容及び流しの機能を備えていること。 ・ 洗面台には、石鹼液等を設置すること。
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 便器は高齢者の身体寸法に合わせた高さとする。 ・ 扉は引き戸等とし、アコーディオンカーテン等は避けること。 ・ 扉は、軽量のものを使用し、自動的に閉まるものは避けるべきであること。
共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入居者の身体寸法に適したテーブルやイスを選定すること。 ・ 調理設備は、煮炊きや料理が可能な家庭用のキッチンとすること。（ミニキッチン）は避けること。） ・ 標準的な備品には、冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、食器棚、食器洗浄機がある。
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニットごとに設けるべき浴槽は、使いやすく自立を促しやすい個別浴槽とし、一般家庭用のユニットバスは避けること。 ・ 手すりや移乗台が設置できること。 ・ 2方向、もしくは3方向から介助が行えること。 ・ 背もたれが直角に近いこと。 ・ ユニットごとの浴室に設ける脱衣室には、洗濯機を設置すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床材は、利用者の転倒防止や職員の腰痛負担の軽減に配慮し、衝撃を吸収する床を選定することが望ましい。 ・ ベッド、車椅子、体位変換器等直接介護に要する備品について、居住費の範囲に含めない（施設が負担すべきこと）とされていることに留意すること。

9 老人デイサービスセンターの施設基準

老人デイサービスセンター	
配 置 構 造	<ul style="list-style-type: none"> 日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防火について十分配慮すること。 建物は建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物または同条第9号の3に規定する準耐火建築物とすること。
設備等	<ul style="list-style-type: none"> 次の設備を設けなければならない。 ただし、他の社会福祉施設等の設備と一部を共用することにより併設する施設の入所者の処遇及び当該施設の運営上支障がない場合は、この限りではない。 食堂及び機能訓練室、静養室、相談室、事務室 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上とすること。 相談室は、遮へい物の設置等により相談内容が漏えいしないよう配慮すること。 消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を備えなければならない。

10 【県条例】従来型特別養護老人ホーム設備・運営の最低基準

（「老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」第11条及び同条例施行規則第3条より抜粋）

広域型特別養護老人ホーム（従来型）	
<p>（設備の基準）</p> <p>第11条 1～2（略）</p> <p>3 特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。</p> <p>(1) 居室</p> <p>(2) 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 食堂</p> <p>(4) 浴室</p> <p>(5) 洗面設備</p> <p>(6) 便所</p> <p>(7) 医務室</p> <p>(8) 調理室</p> <p>(9) 介護職員室</p> <p>(10) 看護職員室</p> <p>(11) 機能訓練室</p> <p>(12) 面談室</p> <p>(13) 洗濯室又は洗濯場</p> <p>(14) 汚物処理室</p> <p>(15) 介護材料室</p> <p>(16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備</p> <p>4 前項各号に掲げる設備のうち、第1号から第9号まで及び第11号の設備の基準は、規則で定める。</p> <p>〈条例施行規則〉</p> <p>（設備の基準）</p> <p>第3条 条例第11条第4項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 居室</p> <p>ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合にあつては2人と、入所者の私生活の平穩に配慮できるよう設計上の工夫を行う場合にあっては2人以上4人以下とすることができる。</p>	

- イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 入所者1人当たりの床面積は、10・65平方メートル以上とすること。
 - エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - カ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
 - キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - (2) 静養室
 - ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。
 - イ アに定めるもののほか、前号イ及びエからクまでに定めるところによること。
 - (3) 浴室介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。
 - (4) 洗面設備
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
 - (5) 便所
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。
 - (6) 医務室
 - ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。
 - イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。
 - (7) 調理室火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - (8) 介護職員室
 - ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
 - イ 必要な備品を備えること。
 - (9) 食堂及び機能訓練室
 - ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができる場合は、同一の場所とすることができる。
 - イ 必要な備品を備えること。
- 2 条例第11条第6項に第6項に規定する設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
 - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
 - (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
 - (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでないこと。

11【県条例】ユニット型特別養護老人ホーム人員の基準

（「老人福祉法に基づき特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」第12条及び同条例施行規則第4条より抜粋）

（職員の配置の基準）

第12条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 施設長
- (2) 医師
- (3) 生活相談員
- (4) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)

- (5) 栄養士
 - (6) 機能訓練指導員
 - (7) 調理員，事務員その他の職員
- 2 前項各号に掲げる職員の配置の基準は，規則で定める。
- 3 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は，常勤の者でなければならない。
- 4 第1項第4号の看護職員のうち，1人以上は，常勤の者でなければならない。
- 5 第1項第6号の機能訓練指導員は，当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
- 6 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員，事務員その他の職員の数，サテライト型居住施設の本体施設である特別養護老人ホームであって，当該サテライト型居住施設に医師又は調理員，事務員その他の職員を置かないものにあつては，規則で定めるところにより算出しなければならない。

〈施行規則〉

(職員の配置の基準)

第4条 条例第12条第2項に規定する職員の配置の基準は，次の各号に掲げる職員の区分に応じ，それぞれ当該各号に掲げる数とする。

- (1) 施設長 1
 - (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - (3) 生活相談員 1に，入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - (4) 介護職員又は看護職員 ア及びイに掲げる要件をいずれも満たす数
介護職員及び看護職員の総数は，常勤換算方法で，1に，入所者の数が3を超えて3又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。
看護職員の数，(ア)から(エ)までに掲げる要件のいずれかを満たすこと。
(ア) 入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあつては，常勤換算方法で，1以上
(イ) 入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあつては，常勤換算方法で，2以上
(ウ) 入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあつては，常勤換算方法で，3以上
(エ) 入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあつては，常勤換算方法で，3に，入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - (5) 栄養士 1以上
 - (6) 機能訓練指導員 1以上
 - (7) 調理員，事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当と認められる数
- 2 前項の入所者の数は，前年度の平均値とする。ただし，新規設置又は再開の場合は，推定数による。
- 3 第1項の常勤換算方法とは，当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。
- 4 条例第12条第6項の規定による算出は，当該特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎とする。

(注)

- 1 特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員の総数は，常勤換算方法で，入所者の数が3又はその端数を増すごとに1名増加させること。
ユニット型においては，このほか，ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。
昼間については，ユニットごとに常時1人以上の配置に加えて，当該ユニットにおいて日勤時間帯（夜勤時間帯に含まれない連続する8時間をいい，原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。）に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を8で除して得

た数が、入居者の数が 10 を超えて 1 を増すごとに 0.1 以上（15 人ユニットの場合は、ユニット毎に 1.5 人以上）

夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の配置に加えて、当該 2 ユニットにおいて夜勤時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までを含めた連続する 16 時間をいい、原則として事業所又は施設ごとに設定するものとする。）に勤務する別の従業者の 1 日の勤務時間数の合計を 16 で除した得た数が、入居者の合計数が 20 を超えて 2 又はその端数を増すごとに 0.1 以上（15 人ユニットが 2 つ（計 30 人）の場合は、2 ユニットごとに 1.5 人以上）

2 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該老人ホームの職務に従事することをもって充てなければならない。

ただし、直接入所者の処遇に当たる生活相談員、介護（看護）職員以外の職種については、入所者の処遇に影響を与えない場合は、この限りではない。

3 施設長、生活相談員、看護職員、栄養士、医師については、資格取得者であること。

・施設長：①社会福祉主事②社会福祉事業に 2 年以上従事③施設長講習会修了者のいずれか

。

※なお、開設前までに施設長の資格が取得できないときは、施設長には就任できないこと。

・生活相談員：社会福祉主事もしくは同等以上の能力を有する者

・機能訓練指導員：理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師のいずれか

・医師（嘱託医）：週 2 回、2 時間程度／回

1.2 従来型特別養護老人ホーム整備に当たっての留意事項について

(1) 従来型の計画においても、食堂や便所を分散するなど、個別ケア（グループケア）に配慮すること。

ア 概ね 15 人以下のグループ単位とすること。

イ グループごとに食事・入浴が可能であること。（グループごとに配置された食堂（キッチン付き）、個別浴槽）

ウ 個室の設えとすること。（可動でないもので隔てることまでは要しないが、視線が遮断されることを前提とする。）

エ 多床室全体で 1 人当たりの面積基準（内法で 10.65 m²）を満たしていれば足りる。

オ 4 人に 1 か所トイレを配置すること。

カ 各入所者が直接外光に接していること。

(2) ユニット型に従来型を併設する場合には、以下の点に留意すること。

ア ユニット型、従来型いずれの部分も 30 床以上であること。

イ 老人福祉法に基づく設置認可及び介護保険法に基づく事業所指定は、それぞれに対して行われるものであり、事業所番号も原則として別々になること。

ウ それぞれの部分につき設備基準を満たした計画であることとは、例えば、廊下幅の基準が異なるほか、ユニット型施設では設置義務のない、静養室、介護職員室、看護職員室、機能訓練室、面談室が従来型部には必要となることを指す。

エ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に照らして、合理的な職員配置となる施設計画であること。

オ ユニット型に従来型を併設する場合には、十分な事前協議を行うこと。

1.3 養護老人ホーム整備に当たっての留意事項

	養護老人ホーム
配 置 構 造 設 備	<ul style="list-style-type: none"> 日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮すること。 耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2）又は準耐火建築物（同条第9号の3）とすること。
消 火 設 備 等	<ul style="list-style-type: none"> 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。 上記「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法第17条の規定に基づく消防用設備等（同法第17条の2第1項又は第17条の3第1項の規定が適用される養護老人ホームにあっては、それぞれの技術上の基準に基づく消防用設備等）及び風水害、地震等の災害に際して必要な設備をいうものであること。
規 模	<p>定員20人以上 （特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上）</p>
居 室	<ul style="list-style-type: none"> 一の居室の定員は1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる。 地階に設けてはならないこと。 入所者1人当たりの床面積は10.65㎡以上とすること。 1以上の出入口は避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
静養室	<ul style="list-style-type: none"> 医務室又は職員室に近接して設けること。 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。 地階に設けてはならないこと。 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
医務室	<ul style="list-style-type: none"> 医療法第7条第1項による保健所の診療所開設許可を得ること。 常勤医師の場合は問題はないが、嘱託医の場合は嘱託医が管理者となるため開業診療所等との二重管理の問題（診療時間の重複等）が生じないようにすること。 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えるほか必要に応じて臨床検査設備を設けること。
職員室	<ul style="list-style-type: none"> 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> 居室に設けるのが望ましい。又は居室のある階ごとに設けること。
便 所	<ul style="list-style-type: none"> 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。 常夜灯を設けること。
調理室	<ul style="list-style-type: none"> 調理職員専用の便所、洗面所、休憩室を設けること。 火気を使用する部分には不燃材料を用いること。 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けること。 栄養士専用事務室を設けること。

食 堂	<ul style="list-style-type: none"> 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。 必要な備品を備えること。
廊 下	<ul style="list-style-type: none"> 廊下の幅は、1.35m以上とすること。ただし、中廊下の幅は1.8m以上とすること。 この基準に定めるほか建築基準法施行令第119条の規定が適用されるものであること。 常夜灯を設けること。
階 段	<ul style="list-style-type: none"> 傾斜は緩やかにすること。 両側に手すりを設けること。
常夜灯	<ul style="list-style-type: none"> 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
手すり	<ul style="list-style-type: none"> 廊下及び階段には手すりを設けること。
汚物処 理 室	<ul style="list-style-type: none"> 他の設備と区分された一定のスペースを有するものであること。 換気及び衛生管理等に十分配慮すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は3階以上の階に設けてはならない。ただし、次のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は1以上）有すること。 <ul style="list-style-type: none"> なお、特別避難階段を1箇所とするためには、避難上有効な次の条件すべてを満たすことが必要であること。 <ol style="list-style-type: none"> 車椅子又はストレッチャーが通行できる幅を有するバルコニーを設け外部避難階段を利用することにより居室、静養室等から屋外へ避難が速やかにできること。 内部の避難階段又は外部避難階段により2方向避難ができること。 バルコニー及び外部避難階段は耐火構造とし隣接建物から十分な距離を有し延焼のおそれがないこと。 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれから地上に通じる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備により防災上有効に区画されていること。 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、居室、静養室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けること。 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室が2階以上の階にある場合は1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合はこの限りでない。 傾斜路は入居者の歩行及び輸送車、車椅子等の昇降並びに災害発生時の避難救出に支障がないようその傾斜は緩やかにし、表面は粗面及びすべりにくい材料で仕上げること。 居室に接するバルコニーは出火の際の避難場所として有効なものであるので2階以上の部分に設置することが望ましいものであること。 入居者の避難又は搬送が容易に行えるよう避難路となるバルコニー等を含め床の段差、溝、急な斜面をなくし十分幅員を設けることや手すりを設置することについて配慮すること。 水道法の適用されない小規模の水道についても、市営水道、専用水道等の場合と同様、水質検査、塩素消毒法等衛生上必要な措置を講ずること。

その他 必要な 設 備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務室、宿直室、面談室、集会室、浴室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、霊安室 ・ 給排水設備、汚物処理設備、消火設備、避難設備及び避難空地、スプリンクラー設備、放送設備、非常通報装置、空調設備、暖房設備等
-------------------	--

- (注) 1 老人ホームは、敷地の衛生及び安全等について定めた建築基準法第 19 条、第 43 条及び同法施行令第 128 条の規定に定める要件を満たすとともに、入所者の生活を健全に維持するために、ばい煙、騒音、振動、悪臭等による影響、交通、水利の便等を十分考慮して設置され、かつ、その設備が入所者の身体的、精神的特性に適合するとともに、給食、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を考慮した適切なものであること。
- 2 「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等(居室、静養室、食堂、浴室、機能訓練室をいう。)入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。
- 3 上記の設備は、老人ホームの専用設備として設け、他の用途に供してはならないこと。
ただし、他の種類の社会福祉施設と併設する場合は、事務室、応接室（又は相談室）、宿直室、医務室、調理室、洗濯室、物干場、倉庫、消火設備、看護職員室等は、それぞれの施設の運営に支障がない場合共有することができるものであること。

14 【県条例】 養護老人ホーム設備の基準

(「老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」第12条及び同条例施行規則第3条より抜粋)

養護老人ホーム

(設備の基準)

第12条 養護老人ホームの建物(入所者の日常生活のために使用しない付属の建物を除く。以下この項において同じ。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。この場合において、当該養護老人ホームの建物は、建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令(条例を含む。次項第2号において同じ。)に適合しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、養護老人ホームの建物が木造かつ平屋建ての建物である場合において、当該養護老人ホームが次に掲げる要件をいずれも満たすときは、当該養護老人ホームの建物を耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) 知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、当該養護老人ホームが次のいずれかの要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものであること。

ア スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

イ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

ウ 建物の構造が避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能な構造となっており、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能な体制が整備されていること。

(2) 当該養護老人ホームの建物が建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令に適合しているものであること。

3 養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室

(3) 食堂

(4) 集会室

(5) 浴室

(6) 洗面所

(7) 便所

(8) 医務室

(9) 調理室

(10) 宿直室

(11) 職員室

(12) 面談室

(13) 洗濯室又は洗濯場

(14) 汚物処理室

(15) 霊安室

(16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備のうち、第1号、第2号、第6号から第9号まで及び第11号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

5 前各項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、規則で定める。

〈施行規則〉

(設備の基準)

第3条 条例第12条第4項に規定する設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 居室 アからエまでに掲げる要件をいずれも満たすこと。
 - ア 地階に設けてはならないこと。
 - イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。
 - ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を備えること。
 - (2) 静養室 アからウまでに掲げる要件をいずれも満たすこと。
 - ア 医務室又は職員室に近接して設けること。
 - イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、前号ア、ウ及びエに掲げるところによること。
 - (3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。
 - (4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用とを別に設けること。
 - (5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を備えること。
 - (6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
 - (7) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。
- 2 条例第12条第5項に規定する設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
 - (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

15 【県条例】養護老人ホーム人員等の基準

(「老人福祉法に基づき養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」第13条及び同条例施行規則第4条より抜粋)

養護老人ホーム	
(職員の配置の基準)	
第13条	養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム(併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。)にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。
	(1) 施設長
	(2) 医師
	(3) 生活相談員
	(4) 支援員
	(5) 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)
	(6) 栄養士
	(7) 調理員、事務員その他の職員
2	前項各号に掲げる職員の配置の基準は、規則で定める。
3	第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
4	第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの医師については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。
5	主任生活相談員(第1項第3号の生活相談員のうち、規則で定める配置の基準により置かれるものをいう。)のうち1人以上は専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができ、サテライト型養護老人ホーム(規則で定めるものに限る。第7項において同じ。)にあっては、規則で定める当該職員の配置の基準によるものとする。
6	第1項第4号の支援員のうち、1人を常勤の主任支援員としなければならない。
7	第1項第5号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型養護老人ホーム又は指定特定施設入居者生活介護(介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第66号)第236条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護(介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年茨城県条例第69号)第224条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。)を行う養護老人ホーム(規則で定めるものに限る。)にあっては、規則で定める当該職員の配置の基準に適合しているときは、この限りでない。
8	夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。
9	第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、規則で定めるところにより、これを置かないことができる。

(居室の定員)

第 14 条 養護老人ホームの一の居室の定員は、規則で定める。

〈施行規則〉

(職員の配置の基準)

第 4 条 条例第 13 条第 2 項に規定する職員の配置の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数とする。

- (1) 施設長 1
 - (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - (3) 生活相談員 常勤換算方法で、1 に、入所者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
 - (4) 支援員 常勤換算方法で、1 に、一般入所者(入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護(介護保険法に基づき指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年茨城県条例第 66 号)第 215 条第 1 項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 109 条第 1 項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は指定介護予防特定施設入居者生活介護(介護保険法に基づき指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 24 年茨城県条例第 69 号)第 201 条第 1 項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))の提供を受けていないものをいう。以下同じ。)の数が 15 を超えて 15 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
 - (5) 看護職員 常勤換算方法で、1 に、入所者の数が 100 を超えて 100 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
 - (6) 栄養士 1 以上
 - (7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当と認められる数
- 2 前項(第 1 号、第 2 号、第 6 号及び第 7 号を除く。)の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の 7 割を超える養護老人ホーム(以下「盲養護老人ホーム等」という。)に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員の配置の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数とする。
- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、1 に、入所者の数が 30 を超えて 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
 - (2) 支援員 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上
 - (3) 看護職員 ア及びイに掲げる要件をいずれも満たす数
ア 入所者の数が 100 を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2 以上とすること。
イ 入所者の数が 100 を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2 に、入所者の数が 100 を超えて 100 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上とすること。
- 3 前 2 項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 4 サテライト型養護老人ホームは、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。
- 5 主任生活相談員の数は、第 1 項第 3 号又は第 2 項第 1 号の生活相談員のうち、1 に、入所者の数が 100 を超えて 100 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上とする。
- 6 条例第 13 条第 5 項に規定する規則で定めるサテライト型養護老人ホームは、盲養護老人ホーム等以外のサテライト型養護老人ホームとする。

- 7 条例第13条第5項に規定する規則で定める主任生活相談員の配置の基準は、常勤換算方法で、1以上とする。
- 8 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に掲げる生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。
- 9 条例第13条第7項に規定する規則で定める養護老人ホームは、盲養護老人ホーム等以外の養護老人ホームとする。
- 10 条例第13条第7項に規定する規則で定める看護職員の配置の基準は、常勤換算方法で、1以上とする。
- 11 第1項、第2項、第7項、第8項及び前項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 12 サテライト型養護老人ホームは、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員を置かないことができる。
- (1) 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員
 - (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
 - (3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
 - (4) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)
 - (5) 診療所 事務員その他の従業者

(居室の定員)

第5条 条例第14条に規定する養護老人ホームの一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる。

別表(施行規則第4条第2項関係)

一般入所者の数	支援員の数
---------	-------

20 以下	4
21 以上 30 以下	5
31 以上 40 以下	6
41 以上 50 以下	7
51 以上 60 以下	8
61 以上 70 以下	10
71 以上 80 以下	11
81 以上 90 以下	12
91 以上 100 以下	14
101 以上 110 以下	14
111 以上 120 以下	16
121 以上 130 以下	18
131 以上	18 に，入所者の数が 131 を超えて 10 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数